大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則改正（案）の概要
－東日本大震災の影響に伴う流入車規制の経過措置の延長－

平成２３年４月
大阪府環境農林水産部
環境管理室交通環境課

１　流入車規制の概要

大阪府では、平成 21 年 1 月から、大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年大阪府条例第 6 号）に基づき流入車規制を実施しており、自動車 NOx・PM 法(平成 4 年法律第 70 号)の排出基準に適合していないトラック・バス等については、初度登録日から一定の期間（経過措置期間）が満了すると、大阪府の対策地域への発着を禁止する規制を行っています。

２　改正の趣旨

本年 3 月 11 日の東日本大震災で重要な自動車部品メーカーが被災し、全国的に完成車メーカーでの車両の生産に停滞が生じており、車両の代替ができない事業者が、経過措置期間の満了により大阪府の対策地域へ発着できなくなる状況が発生しています。

このような状況を踏まえ、国においては、対策地域での登録を規制する自動車 NOx・PM 法に基づく車種規制について、特例措置の設定が検討されています。

そこで、大阪府においても流入車規制に関し、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成 6 年大阪府規則第 81 号)を改正し、経過措置対象車の経過措置期間について特例措置を設定します。

３　特例措置の概要

（１） 対象となる自動車

- 平成 23 年 3 月 11 日から同年 9 月 30 日までに経過措置期間が満了する自動車
- ただし、道路運送車両法の規定による継続検査・臨時検査を受ける場合とする。

（※対象となる自動車　自動車 NOx・PM 法対策地域内：　約 900 台
自動車 NOx・PM 法対策地域外：　約 1,500 台　合計　約 2,400 台）

（２） 特例措置の内容

平成 23 年 10 月 2 日以降初めて受ける車検の前日まで、経過措置期間を延長します。

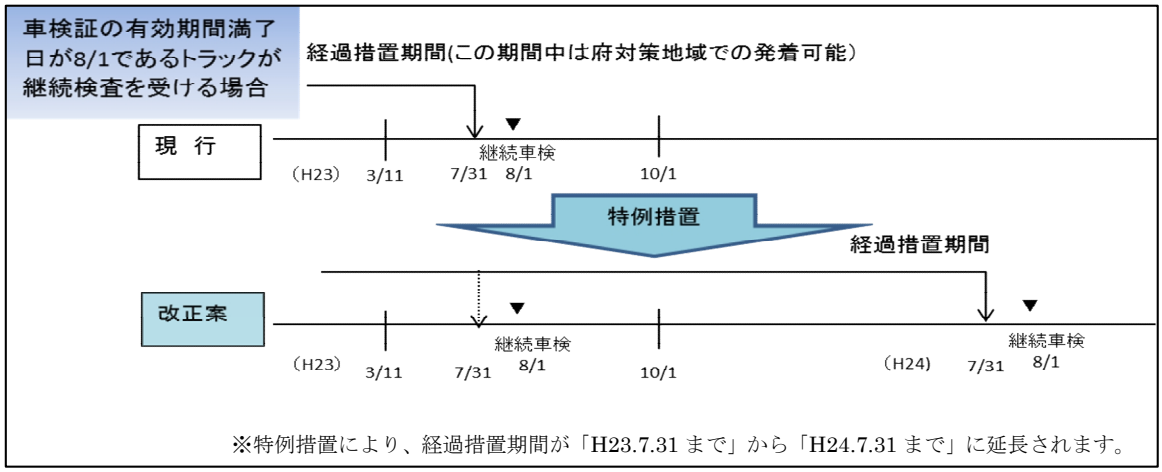

４　今後のスケジュール

4 月 25 日(月)～5 月 2 日（月）　パブリックコメント手続
（今回、緊急対応を要することからパブリックコメントの期間を８日間としています。）

5 月前半　改正規則公布（予定）